

## 赤塚税務会計事務所通信

## 役員給与の決め方について

## ～3種類の改定方法の概要～

もうすぐ年度末。新年度を迎えるにあたり、従業員給与の見直しを考える事業者様もいらっしゃるのではないのでしょうか。従業員給与の見直しとともに役員給与の見直しをしたいということもあるかもしれません。そこで、今回は役員給与の決め方についてその概略をお伝えいたします。

**役員給与はなぜ簡単に変えられない？**

従業員給与は、従業員との同意があればいつ変更してもいいのに、役員給与はなぜ変更できる時期ややり方が決まっているの？と思ったことはないでしょうか。

会社法上、株主総会決議(会社によっては、取締役会決議)によって、いつでも、役員給与を改定することは可能です。ただし、この役員給与を法人税を計算するための経費(損金)とするためには、ルールが設けられています。なぜルールが設けられているのかというと、会社役員は、自身の役員給与額を比較的簡単に変更できる立場であり、無制限に役員給与の変更を認めてしまうと、決算間際に利益の状況によって役員給与を増減させるなどの利益操作が容易になるため、好ましくないという考えによるものです。

それでは、損金として認められるための3つの改定方法をみていきましょう。

**その1～定期同額給与～**

定期同額給与とは、会計期間開始の日から3か月を経過する日までに改定された給与をいいます。最も一般的な給与改定の方法といつてよいでしょう。

3か月以内の改定のほか、ヒラの取締役が専務取

締役になったなどの役員の職制上の地位の変更や、職務内容の重大な変更により役員給与が改定された場合には、**臨時改定事由**による改定として損金算入が認められます(この場合には3か月以内の改定である必要はありません)。

また、経営の状況が著しく悪化した場合には、**業績悪化改定事由**による改定として損金算入が認められます。ただし、この業績悪化は「著しく悪化」ということですので、一時的な資金繰りの都合や、単に業績目標値に達しなかったことなどは、業績悪化改定事由にはあたりませんので注意が必要です。

**その2～事前確定届出給与～**

事前確定届出給与は、原則として、①株主総会等の決議をした日から1か月を経過する日、②会計期間開始の日から4か月を経過する日、のいずれか早い日までに税務署に所定の届出書を提出する必要があります。そしてこの届出書には、役員給与の支給日と支給額を記載することになっており、届出書の記載どおりに役員給与を支給する場合に、その損金算入を認めるものとなっております。

あらかじめ届け出た役員給与額であれば、利益操作に使われることは想定しにくいことから、損金算入も認めてもよいという趣旨だと思われます。

～裏面に続きます～

例えば、3月決算の法人が7月と12月に一般の従業員のボーナスに合わせて役員にもボーナスを支給したいといった場合に利用されます。

この場合には、株主総会を5/20に開催したのであれば、6/20までに事前確定届出給与に関する届出書を所轄の税務署に提出する必要があります。

この事前確定届出給与に関する届出書を提出し法人が、役員の職制上の地位の変更などの**臨時改定事由**または**業績悪化改定事由**により変更する場合には、所定の時期までに事前確定届出給与に関する変更届書を提出する必要があります。

### その3～業績連動給与～

業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格を示す指標等を基礎として算定され

るものです。この業績連動給与は、基本的には、同族会社には使えないハードルの高いものであり、上場企業向けの制度とってよいでしょう。

### おまけ～使用人兼務役員～

以上が、役員給与改定の方法になりますが、取締役工場長や取締役技術部長など、役員でありながら使用人としての職制上の地位を有している者に対しては役員給与とは別に使用人給与を支給することが可能となります。

この使用人部分給与については、役員給与の損金不算入の対象外となります。

(注) 専務取締役など経営の中枢に携わる方は使用人兼務役員にはなれませんので注意が必要です。

### 今月の税務スケジュール

今月は、

- ・1月決算法人の確定申告・納付月
- ・7月決算法人の中間申告・納付月
- ・所得税の確定申告（～3/16）
- ・個人消費税の確定申告・納付月

となっております。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市道庭1-3-9

TEL 048-947-0037 FAX 048-947-6667

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com)

HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！